

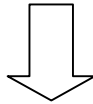
工事等の入札における低入札価格調査制度取扱要領及び最低制限価格制度取扱要綱の見直しについて

神奈川県内広域水道企業団では、工事の品質の確保を図るとともに、工事に必要な経費を適正に反映すること、入札の公平性及び県内中小企業の健全な育成の必要性を勘案し、次のとおり見直しを行います。

1 低入札価格調査制度等の対象項目の見直し

◎低入札価格調査制度

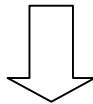
- 現行 1 総合評価方式による工事及び計画調査委託
- 2 設計金額5,000万円以上の工事
- 3 設計金額2,000万円以上の計画調査委託



- 改正 1 設計金額20億2,000万円以上の工事
(平成26年3月31日までは19億4,000万円以上)

◎最低制限価格制度

- 現行 1 設計金額5,000万円未満の工事
- 2 設計金額2,000万円未満の計画調査委託
- 3 製造の請負、工事監理業務委託、造園整備業務委託、
建物清掃業務委託及び警備業務委託（機械警備は除く。）



- 改正 1 設計金額20億2,000万円未満の工事
(平成26年3月31日までは19億4,000万円未満)
- 2 計画調査委託
- 3 製造の請負、工事監理業務委託、造園整備業務委託、
建物清掃業務委託及び警備業務委託（機械警備は除く。）

2 適用日：平成26年2月26日以降に公告する案件から適用します。

※要領類は、<http://www.kwsa.or.jp/nyusatsu-kitei-index.html>に掲載しています。

以上